

中田中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定（平成 30 年 2 月 28 日改定）

横浜市立中田中学校では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の施行や、「いじめ防止基本方針」及び「横浜市いじめ防止基本方針」策定の趣旨に則り、いじめは最も身近で深刻な人権侵害であるとして、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、保護者や地域、関係諸機関と連携して、いじめの防止及び根絶を図るため、「中田中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義（法第二条）

- ・ 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめの防止等に向けての基本理念

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるため、特定の子どもの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ・ いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者（保護者はパートナーという基本認識）、地域社会はそれぞれの役割を自覚しながら連携するとともに、子ども自身もいじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

- ・ 委員会は「中田中学校いじめ防止対策委員会」（以下「校内委員会」）とし、その構成員は校長、副校長、主幹教諭、生徒指導専任教諭、教務主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭をあてる。心理職や福祉職等、その他関係者も必要に応じて参加要請する。

② 委員会の運営

- ・ 「校内委員会」を常設し、月一回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「校内委員会」を開催する。
- ・ 校長は学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

- ・ いじめ防止対策等に関する研修の実施や、その他教職員の資質向上に必要な措置を実施し、それらが計画的・継続的に行われる組織機能を維持する。
- ・ 定期的な教育相談の実施や相談しやすい人間関係づくり、スクールカウンセラーの効果的活用方法等についての情報提供と、相談環境の整備等の改善を図る。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・ 生徒が信頼し、相談しやすい教職員との人間関係づくりを促進する。
- ・ プライバシーが守られ、安心して相談できる環境を整える。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等を効果的に活用する。
- ・ インターネット等の使用における情報モラル教育を実施する。

② いじめの早期発見

- ・ 定期的な教育相談や毎月末の全校生徒を対象とした「学校生活振り返りアンケート」の充実を図る。
- ・ 休み時間等の子どもの動向や言動をとらえ、変化に気づきやすい職員体制を整える。

③ いじめに対する措置

- ・ いじめに関する相談や情報提供がなされたとき、あるいは在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに「校内委員会」を開催し、当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認し、必要な措置を講ずる。また、その事実内容によっては教育委員会に速やかに報告する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携してこれに対処する。
- ・ その他必要に応じて、区役所や児童相談所等の関係機関と連携し、対処する。

④ いじめの解消

- ・ いじめに係る行為が少なくとも三か月止んでおり、他の事情も勘案したうえで、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できたときにいじめが解消されたものとする。
- ・ たとえ、いじめが解消された状態であると判断しても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く観察を継続する。

- ⑤ いじめ防止等に関する研修
- ・ 毎月一回開催される職員研修会を充実する。
 - ・ いじめ防止等に関する研修を適宜実施し、いじめの防止や早期発見に対する資質の向上を図る。
- ⑥ いじめの防止等のための学校懇話会、保護者、地域関係者及び関係諸機関の活用
- ・ 子どもの健全育成を期するために設置・開催されている、本校区内二小学校と年二回合同開催の「三校合同学校懇話会」等を活用し、いじめの防止や早期発見のための情報交換を行う。
- ⑦ 年間計画
- 通年** ・ ・ ・ ・ ・ 毎月一回以上、また、臨時の校内委員会の開催。道徳、各教科を通じて、日常生活や行事等における適応状況を把握した上での指導。いじめ防止基本方針の推進と改善。生徒を主体としたあいさつ運動の実施。
- 4、5月** ・ ・ ・ ・ ・ 学年、学級、校外学習、部活動、教育相談、いじめ早期発見のための生活アンケート等を通じて、集団と個人の状況把握。学級懇談会等を通じての保護者との連携。校内研修の実施。
- 6、7月／夏季休業** ・ ・ 教育相談の実施。校内外での危機管理研修会やその他の研修会等への参加。
- 夏季休業明け／9月** ・ ・ 長期休業明け適応指導や教育相談の実施。
- 10月～12月** ・ ・ ・ ・ 人権週間活動。学校評価の実施と検証。
- 1月～3月／年度末** ・ ・ 卒業、進級に向けた適応指導、情報の次年度への引継ぎ。いじめ防止基本方針の検証。

4 重大事態への対処

- ① 重大事態の意味（法第二十八条）
- ・ いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ・ いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。
- ② 重大事態の判断
- ・ 重大事態に該当するか否かの判断は、学校、教育委員会が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

- ③ 重大事態の報告
 - ・ 重大事態に該当すると判断した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ④ 調査の趣旨及び調査主体
 - ・ 重大事態の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
 - ・ 調査主体は校内委員会又は教育委員会とする。
- ⑤ 調査を行うための組織
 - ・ 学校主体の場合は、原則として「校内委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
 - ・ 教育委員会が主体の場合は「横浜市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。
- ⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・ 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・ 調査は民事・刑事上の責任追及やその他争訟等への対応を直接の目的とするものではない。
- ⑦ その他留意事項
 - ・ 学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。
- ⑧ 調査結果の提供及び報告
 - ・ いじめを受けた生徒及び保護者へ適切な情報提供を行う。
 - ・ いじめを行った生徒及び保護者へ説明を行う。
 - ・ 調査結果は教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ① いじめ防止対策の点検
 - ・ いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行う。
- ② いじめ防止対策の見直し
 - ・ 必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

